

国立大学法人九州大学病院において看護、検査等の業務に従事する職員の  
処遇改善に係る手当に関する特例を定める規程

令和4年度九大就規第23号  
制定：令和4年10月28日  
(令和4年度九大就規第23号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学病院（以下「病院」という。）において、看護、検査等の業務に従事する職員について、処遇改善に係る手当を支給するための特例を定めるものとする。

(手当の名称)

第2条 前条の手当の名称は、看護職員等職務手当とする。

(支給の対象)

第3条 看護職員等職務手当は、病院において次項に定める支給対象業務に従事する者として、各月の初日（以下「基準日」という。）に本学に在職する次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「職員給与規程」という。）第9条第1項第4号の医療職基本給表（以下「医療職基本給表」という。）の適用を受ける者
- (2) 国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程（平成16年度九大就規第15号。以下「再雇用職員給与規程」という。）別表1-1のうち、医療技術職員又は看護職員の区分の適用を受ける者
- (3) 国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程（平成16年度九大就規第16号。以下「有期契約職員給与規程」という。）第9条第1項第4号の適用を受ける者のうち、医療職基本給表の適用を受ける者
- (4) 国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程（平成16年度九大就規第17号。以下「パートタイム職員給与規程」という。）第7条第1項第7号の適用を受ける者

2 看護職員等職務手当の支給対象業務は、看護師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士若しくは公認心理師の資格を有する者が、当該資格に基づき従事する業務又は九州大学病院規則（平成16年度九大規則第135号）第13条に基づく医療技術部長の業務とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には看護職員等職務手当は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が、基準日の属する月において、同号のいずれにも該当しないこととなった場合は、この限りでない。

- (1) 国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第12条第1項により休職となった職員
- (2) 就業通則第39条第1項により育児休業をしている職員
- (3) 就業通則第40条の2第1項により自己啓発等休業をしている職員
- (4) 就業通則第40条の3第1項により配偶者同行休業をしている職員
- (5) 就業通則第44条第2項第3号により出勤停止となった職員
- (6) その他勤務しないことにより、基準日の属する月に係る基本給、日給又は時間給の支給を受けていない職員

(支給額)

第4条 看護職員等職務手当の月額は、次の各号に掲げる業務に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 看護師又は助産師の資格を有する者が、当該資格に基づき従事する業務  
 イ 前条第1項第1号及び第3号に掲げる職員 12,000円  
 ロ 前条第1項第2号及び第4号に掲げる職員 次の算式により算出した額

$$12,000円 \times \frac{1 \text{ 週} \text{ の} \text{ 所} \text{ 定} \text{ 労} \text{ 働} \text{ 時} \text{ 間} \text{ 数}}{38.75}$$

- (2) 前号に規定する業務以外の業務

- イ 前条第1項第1号及び第3号に掲げる職員 3,500円  
 ロ 前条第1項第2号及び第4号に掲げる職員 次の算式により算出した額

$$3,500円 \times \frac{1 \text{ 週} \text{ の} \text{ 所} \text{ 定} \text{ 労} \text{ 働} \text{ 時} \text{ 間} \text{ 数}}{38.75}$$

2 前項により計算した月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(支給)

第5条 看護職員等職務手当は、第3条第1項各号に掲げる規程で定める支給日に支給する。

(勤務1時間当たりの給与額及び時間外勤務手当等の基礎となる時間給に関する特例)

第6条 看護職員等職務手当の支給を受ける職員の勤務1時間当たりの給与額の算出又は時間外勤務手当等の基礎となる時間給に係る規定については、次の各号に掲げる者ごとに、それぞれ当該各号に定める規程において、当該各号に定めるとおり読み替えて適用する。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる者 職員給与規程第5条第1項において、同項中「及び特地勤務手当に準ずる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額」とあるのを「、特地勤務手当に準ずる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び看護職員等職務手当の月額」と読み替えるものとする。  
 (2) 第3条第1項第2号に掲げる者 再雇用職員給与規程第5条第1項において、同項中「並びに管理職手当の月額」とあるのを「並びに管理職手当及び看護職員等職務手当の月額」と読み替えるものとする。  
 (3) 第3条第1項第3号に掲げる者 有期契約職員給与規程第6条第1項において、同項中「日給の額を7.75で除して得た額」とあるのを「次の算式により算出した額」と読み替え、次の算式によるものとする。

$$\frac{\text{日給}}{7.75} + \frac{\text{看護職員等職務手当}}{1 \text{ 月} \text{ の} \text{ 所} \text{ 定} \text{ 労} \text{ 働} \text{ 時} \text{ 間} \text{ 数}}$$

- (4) 第3条第1項第4号に掲げる者 パートタイム職員給与規程第11条第1項において、同項中「その者に支給される時間給（日給が支給されるパートタイム職員については、日給の額を7.75で除して得た額を基礎として算出した額。以下この条から第13条までにおいて同じ。）」とあるのを「次の算式により算出した額（以下この条から第13条までにおいて同じ。）」と読み替え、次の算式によるものとする。

$$\text{時間給} + \frac{\text{看護職員等職務手当}}{1 \text{ 月} \text{ の} \text{ 所} \text{ 定} \text{ 労} \text{ 働} \text{ 時} \text{ 間} \text{ 数}}$$

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、看護職員等職務手当の支給に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年11月1日から施行し、令和4年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(支給期間の特例)

第2条 国立大学法人九州大学病院において看護、検査等の業務に従事する職員に対する看護職員等処遇改善事業による手当に関する特例を定める規程（令和3年度九大就規第41号。以下「看護職員等処遇改善事業による特例規程」という。）は、廃止する。

第3条 この規程による令和4年10月分の看護職員等職務手当については、適用日以降にこの規程により廃止する看護職員等処遇改善事業による特例規程により支給された看護職員等職務手当の金額を差し引いて支給する。

第4条 この規程は、看護職員の処遇改善が医療職基本給表に反映されたとき、又は社会状況等の変化等により看護職員の処遇改善に係る国の取組みの見直し等が行われたときは、速やかに改正し、又は廃止するものとする。